

様式第3号 (第3条関係)

部分公開決定通知書

徴税第 2994 号

令和4年1月11日

様

大阪府知事 吉村 洋



令和3年12月29日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	徴税吏員用のマニュアル等であって、差押債権の表示の例※を記載したもの ※ 例えば、「滞納者が、第三債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの支払請求権」等 なお、補正等に関する連絡は、メールアドレスまでお願いいたします。
公開請求の対象となる行政文書の名称	徴収関係様式記載例集 (改訂版)
公開しないことと決定した部分	備考
公開しない理由	・大阪府情報公開条例第8条第1項第4号に該当する。 本件行政文書の非公開部分には、滞納処分における確認項目が記載されており、これを公にすることにより、滞納処分の対象者がその財産について事前に隠ぺいをはかるなど、処分を逃れる方法を示唆し得るものであることから、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
公開の実施方法	全部の写しの交付
公開の実施場所	インターネットの利用により提供します。

公開を実施する日時	別途調整します。
費用見積額	1件 60円
担当室・課(所)等	財務部税務局徴税対策課納税グループ (Tel : 06-6210-9134)
備考	

受付番号第1392号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。  
 また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注：1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 2 「公開しないことと決定した部分」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。
- 3 記載された公開を実施する日時に支障がある場合は、あらかじめ担当室・課(所)等に連絡してください。

令和4年1月11日

様

写しの作成費用等の納付書による振込みのご案内

令和3年12月29日付け行政文書公開請求に関し御希望のありましたインターネットの利用による提供に係る費用は下記のとおりです。納付書を同封しましたので令和4年1月31日までに納付してくださいますようお願いいたします(振込手数料はかかりません)。納付を確認後、インターネットによる提供により写しをお送りします(納付後にご連絡いただくと幸いです)。

なお、納付確認には、納付日から約2週間を要しますので、お急ぎの場合は、納付済みの納付書の写しを徴税対策課納税グループまでFAX又は郵送していただければ、到着次第、行政文書の写しをお送りします。

また、インターネットによる提供の方法が平成26年5月7日より変更しておりますので、裏面を参考にダウンロードしていただきますようお願いいたします。(ダウンロード期間が数日となっておりますので、ご注意ください。)

記

項目	費用等	支払方法	振込期限
写しの作成費 (インターネットの利用による提供)	60円	納付書	令和4年1月31日
納付書の 取扱金融機関	別紙「公金収納金の収納取扱金融機関一覧」を参照		

【注意】

1. 振込期限までに納付がない場合、同封の納付書での納付ができなくなる場合がありますので、振込期限までに納付いただけない場合はご連絡ください。
2. 同封の納付書を用いない費用納付(写しの作成費については、現金書留又は郵便為替、郵送費については、切手の送付)も可能ですので、ご希望がございましたら、ご相談ください。

(担当)

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府咲州庁舎18階

大阪府財務部税務局徴税対策課

納税グループ 堀内

電話 06-6210-9134 (直通)

FAX 06-6210-9933

○「インターネットの利用による提供」により、写しの交付を希望される場合の手続きの流れ

写しの作成費用について納付確認ができましたら、写しの交付を行うホームページのURLを、請求時に入力いただいたメールアドレスあてに送付いたします。

請求者は、大阪府から送付されたURLにアクセスし、ダウンロードキーワード「請求時にご自身で設定したパスワード」を入力し、大容量ファイル送受信システムにログインし、必要なファイルをダウンロードしてください。  
※ダウンロードできる期間は数日間ですので、ご注意ください。

※「大容量ファイル送受信システム」とは

インターネットを介して大容量の電子ファイルの安全かつ確実な送受信を実現するサービスです。

同種の無料サービスとは違い、守秘義務を課した信用のおける事業者の管理するシステムにデータを預けるためより安全なこと、送受信の履歴がサービスに記録されファイルを送ったことが後日にも確認できること、などが特徴です。

**EASY FILE EXPRESS**

Enterprise Content & Communication Management

**EASY FILE EXPRESS**

ファイルアップロードID	3
件名	xxサービスに関する資料送付のご案内
ダウンロードキーワード	<input type="text"/>

ログイン

EASY FILE EXPRESS Version2.0.0  
Copyright © 2010 TOTEC AMENITY LIMITED All Rights Reserved

請求時にご自身で設定したパスワード

# 府税及び公金収納金の収納取扱金融機関一覧

2021年5月1日現在

〈国内所在の店舗で納付できる金融機関〉		〈大阪府内所在の店舗で納付できる金融機関〉	
<b>都市銀行 4</b>	<b>第二地方銀行 11</b>	<b>信用金庫 10</b>	<b>農業協同組合 15</b>
りそな銀行	東京スター銀行	信金中央金庫	大阪府信用農業協同組合連合会
三菱UFJ銀行	富山第一銀行	大阪信用金庫	北大阪農業協同組合
三井住友銀行	福邦銀行	大阪厚生信用金庫	高槻市農業協同組合
みずほ銀行	愛知銀行	大阪シティ信用金庫	茨木市農業協同組合
	名古屋銀行	大阪商工信用金庫	大阪北部農業協同組合
	中京銀行	永和信用金庫	大阪泉州農業協同組合
	みなと銀行	北おおさか信用金庫	いずみの農業協同組合
	徳島大正銀行	枚方信用金庫	堺市農業協同組合
<b>地方銀行 27</b>	香川銀行	尼崎信用金庫	大阪南農業協同組合
北陸銀行	愛媛銀行	京都信用金庫	大阪中河内農業協同組合
北國銀行	高知銀行		グリーン大阪農業協同組合
福井銀行			北河内農業協同組合
静岡銀行			大阪東部農業協同組合
大垣共立銀行			九個荘農業協同組合
十六銀行			大阪市農業協同組合
三十三銀行			
百五銀行			
滋賀銀行			
京都銀行	<b>信託銀行 3</b>		
関西みらい銀行	三菱UFJ信託銀行	<b>信用組合 9</b>	
池田泉州銀行	みずほ信託銀行	全国信用協同組合連合会	
南都銀行	三井住友信託銀行	大同信用組合	
紀陽銀行		成協信用組合	
但馬銀行		大阪協栄信用組合	
鳥取銀行		大阪貯蓄信用組合	
山陰合同銀行	<b>労働金庫 1</b>	のぞみ信用組合	
中国銀行	近畿労働金庫	大阪府医師信用組合	
広島銀行		近畿産業信用組合	
山口銀行		ミレ信用組合	
阿波銀行	<b>その他 4</b>		
百十四銀行	あおぞら銀行		
伊予銀行	新生銀行		
四国銀行	PayPay銀行(※)		
肥後銀行	楽天銀行(※)		
大分銀行			
鹿児島銀行			
		<b>ゆうちょ銀行 1</b>	
		(注)府税収納金のみ取扱い	

(計85法人)

(※)PayPay銀行及び楽天銀行は、口座振替の方法及び日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付ができます。